29保保指第224号

昭島市国民健康保険運営協議会 会 長 佐 藤 三 也 様

昭島市国民健康保険運営協議会規則(昭和34年昭島市規則第1号)第2条 第1項の規定に基づき、下記のとおり諮問する。

平成29年10月17日

昭島市長 臼 井 伸 介

記

諮問第 18 号

国民健康保険広域化等に関する条例改正等について

(諮問理由)

別紙のとおり

国民健康保険広域化等に関する条例改正等について(諮問)

昭島市国民健康保険については、貴運営協議会の答申に基づき、平成24年度から2年ごとに保険税の改定を行うとともに、収納率の維持向上や医療費適正化などに努めている。また、平成24年度からは、子育て世帯への支援として、市独自の軽減措置も続けている。近年、一定の財政健全化も図られてきたが、一般会計からの赤字補てんを目的とした繰入金については、以前の水準と比べ低く抑えられてきているものの、未だ財政運営上、不可欠な状況である。

こうしたなか、来年度からは制度の広域化により、財政運営の責任を担う東京都と伴に、共同保険者として国民健康保険の運営に取り組むこととなる。

市は、被保険者と直接関わる事務を行い、併せて事業運営のための財源となる納付金を納めることになる。都より示される納付金額は、所得や医療費水準など、昭島市の状況に応じて按分されたものではあるが、赤字補てんのための繰入金については、勘定せずに算定されることから、引き続き、市で徴収を行う保険税収入と納付金必要額とは大きく乖離することが見込まれ、今後の制度運営において、大変大きな課題となっている。制度改革にあたり、国は、計画的な赤字の解消を求めているが、一方で、被保険者の急激な負担増加とならないよう、保険者に対し、激変緩和措置の実施や、赤字繰入金の継続を含めた運営の検討といった対応方法を示している。

本市においては、今一度、繰入内容の精査を行い、併せて、運営協議会よりいただいている「保険税は2年ごとの定期的な見直しを図られたい」との付帯意見を踏まえた枠組みのなかで、急激な保険税負担の増加とはならないよう、長期的な視点に立った改定計画により将来に向けて赤字繰入の縮減を検討していきたい。

また、子育て世帯への保険税負担軽減措置である18歳以下の第2子について5割、第3子以降について9割の均等割軽減は、2年ごとに継続の決定をしなければならないことから、平成30年度以降の継続実施について、検討を行いたい。

加えて、被保険者に関わる事務処理について、今後は、都内統一的な対応の検 討が進められていくこととなる。本市としての対応を検討していきたい。

以上、今後の昭島市国民健康保険運営について諮問する。

(改定時期)

平成30年4月